

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。 平成21年1月26日 NO.63

「平成21年度税制改正の大綱」が財務省より示され、平成21年度の税制改正に向け具体的な対応がスタートしました。確定拠出年金関係の改正予定について解説したいと思います。

マッチング拠出解禁による影響

1. 平成21年度税制改正

確定拠出年金(DC)関係では、次の2点の改正が予定されています。

企業型DCにおいて事業主掛金額と同額までの範囲内において加入者個人の拠出を認め、その全額を所得控除の対象とする。(マッチング拠出)

DCの拠出限度額を次のとおり引き上げる。

企業型	・他の企業年金がない場合 月額4.6万円 月額5.1万円
	・他の企業年金がある場合 月額2.3万円 月額2.55万円
個人型	企業年金がないサラリーマン 月額1.8万円 月額2.3万円

これらは、以前から関係各団体より要望されていた内容とは言え、この時期に実施が示されたことはサプライズと言えるものでした。

特に、マッチング拠出は、これまでDCにはなかった取扱いですが、どのようなメリットがあるのでしょうか。

2. 加入者から見たマッチング拠出のメリット

加入者から見たマッチング拠出のメリットは、一言で言えば、税制メリットを活用した老後資金の積立ということになります。個人が拠出した掛金は、全額が所得控除の対象とされていることから、例えば、事業主掛金が月額2.55万円(年間30.6万円)の加入者が同じく月額2.55万円(年間30.6万円)をマッチング拠出した場合、個人拠出

分による資産増大効果に加え、実効税率を30%と仮定すると年間約9万円の税負担軽減を得ることができます。所得控除の効果の面から見ると、生命保険料控除を上回ることもあり得ます。

3. 事業主から見たマッチング拠出のメリット

一方、事業主から見た場合、マッチング拠出の実施は、従業員の老後生活資金準備の選択肢を広げることとなり、従業員からDC制度に対し、より大きな関心を得る一助になると思われます。

というのも、給与の後払い的な性質を持つ退職金制度ですが、一般的に、従業員が持つ「DCは会社が払っている」イメージから、掛金を自ら払うことにより、「DCは自分の資産」として捉え直す従業員も多く出てくる事が考えられるからです。

なお、マッチング拠出を導入する際には、企業型年金規約の変更が必要となり、かつ、これまでに以上に従業員に対する投資教育が重要となることに留意する必要があります。

4. DC運用商品に与える影響

最後にマッチング拠出がDC運用商品、特に投資信託全体に与える影響についても触れておきたいと思います。

マッチング拠出は純粋にDC運用商品残高の増加をもたらすこととなります。現在の企業型DCの平均月額掛金額は11,217円(出所:「確定拠出年金等の掛金の状況」平成19年11月厚生労働省)であり、そのうち40%相当額が投資信託へ振り向けられていると言われていています。直近の企業型加入者は全国で約300万人であることから、仮にマッチング拠出の導入が2割程度の規模であったとしても年間約300億円が投信市場へ向かうものと想定されます。 以上